

## 4. 保全施策及びゾーニング

### 4-1. 保全施策展開区域

保全施策展開区域については、(仮称)台峯緑地基本構想において設定されている区域を基本として設定を行う。

#### <台峯緑地に展開する施策方針>

(仮称)台峯緑地基本構想より

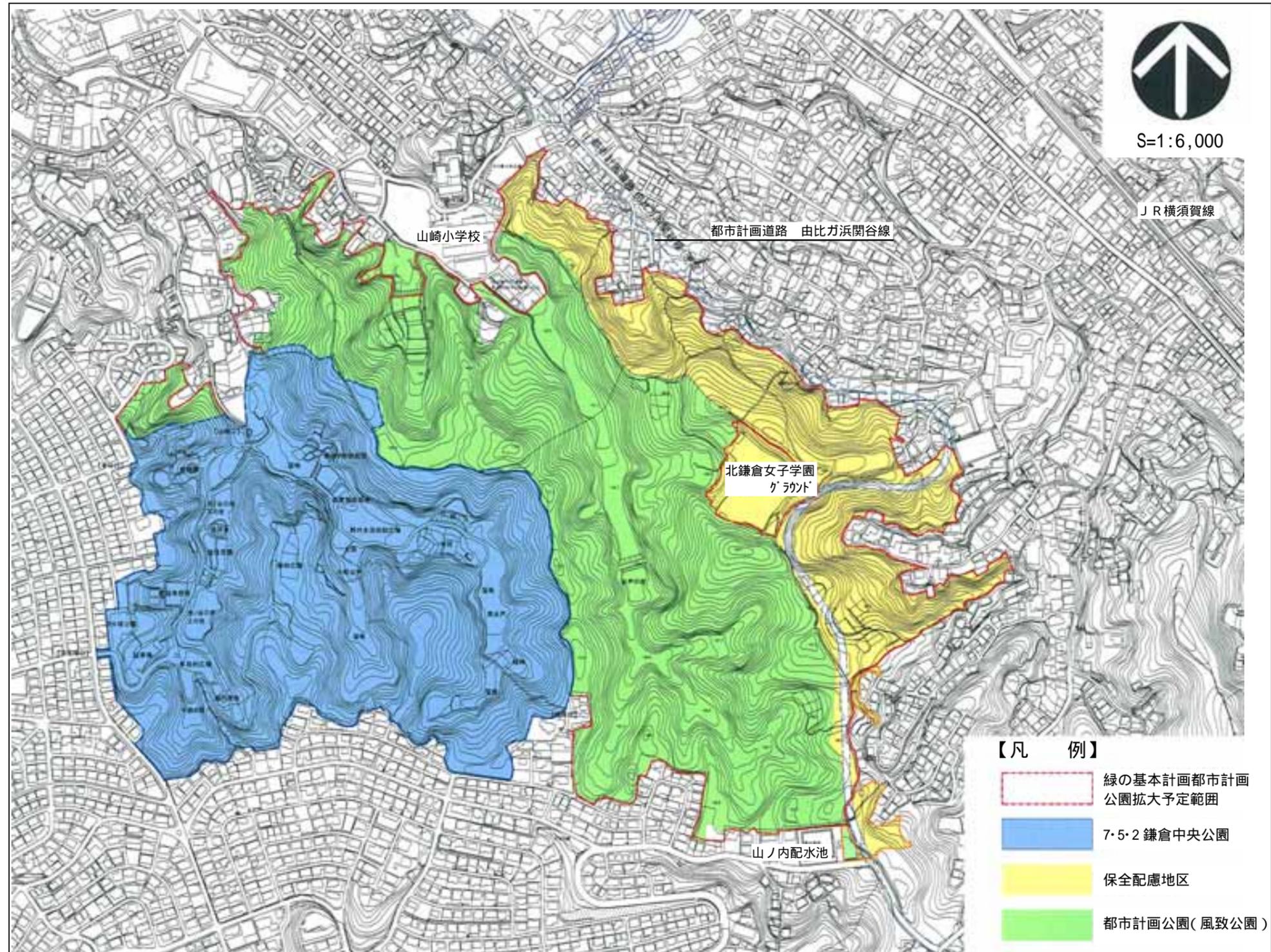
ア. 現鎌倉中央公園及び隣接した北部の緑地並びに東部の北鎌倉側に位置する丘陵の稜線までの緑地を、人間が自然とのふれあうことができ、かつ、その豊かな自然環境の保全を行うことを目的とする、都市計画公園(風致公園)として、都市計画に位置づける。

イ. 台峯緑地東部の北鎌倉側に位置する丘陵の稜線から東側の緑地を、歴史的風土と一体をなすことから、都市緑地法に基づき、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区である保全配慮地区とする。

なお、この部分について都市計画法に基づく他の保全施策を位置づける場合は、都市計画の総合性一体性の観点から調整し位置づけることになる。

#### 保全配慮地区

都市緑地法に基づき設定する、緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区で、緑地の保全を図るべき必要がある緑地について、市民緑地の指定や条例による保全措置等により、市民の理解と協力を得ながら計画的かつ総合的に緑地保全の政策を推進するために指定する地区。



注: 本図は概念図であることから、概ねの位置関係を示しているものであり、区域を確定するものではない。

基本計画(案)公開後、都市計画公園(風致公園)の範囲を変更しており、詳細は「7.保全のための法施策」(P87)に示す。

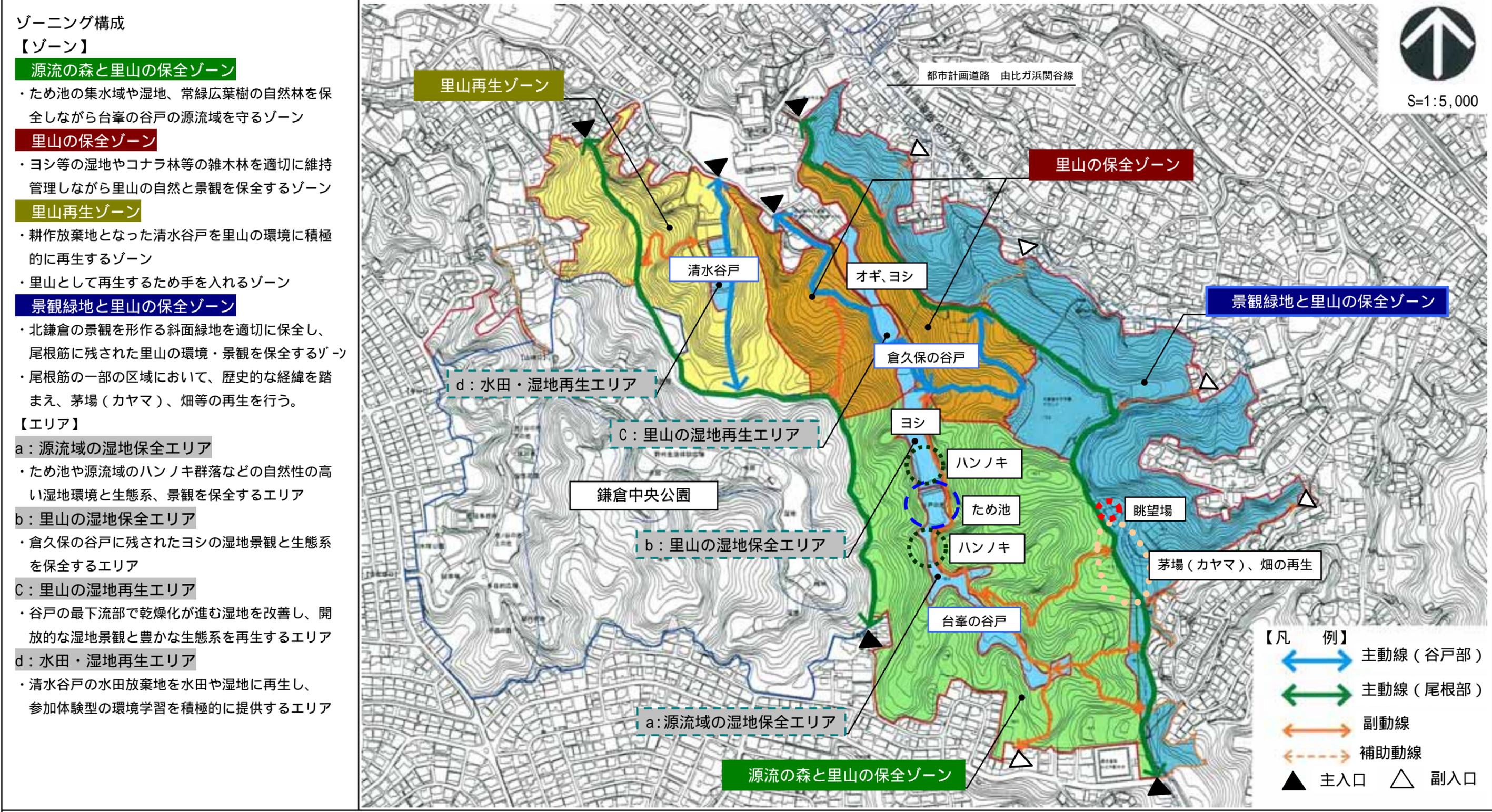
なお、区域面積などは、現地測量を経て確定する。

また、北鎌倉女子学園グラウンドは、本基本計画により、骨格的緑地としての機能の保全及び身近な自然環境である緑地の保全に配慮すべき区域として、隣接する保全配慮地区(台地区)に含めた。

図4-1 保全施策展開区域

## 4-2. ゾーニング及び動線構成

(仮称) 台峯緑地基本構想のゾーニング及び動線の考え方を基本とし、基本計画の調査において判明した内容を加えゾーニング及び動線の構成を設定する。



### ゾーニング構成

#### 【ゾーン】

##### 源流の森と里山の保全ゾーン

- ・ため池の集水域や湿地、常緑広葉樹の自然林を保全しながら台峯の谷戸の源流域を守るゾーン

##### 里山の保全ゾーン

- ・ヨシ等の湿地やコナラ林等の雑木林を適切に維持管理しながら里山の自然と景観を保全するゾーン

##### 里山再生ゾーン

- ・耕作放棄地となった清水谷戸を里山の環境に積極的に再生するゾーン
- ・里山として再生するため手を入れるゾーン

##### 景観緑地と里山の保全ゾーン

- ・北鎌倉の景観を形作る斜面緑地を適切に保全し、尾根筋に残された里山の環境・景観を保全するゾーン
- ・尾根筋の一部の区域において、歴史的な経緯を踏まえ、茅場（カヤマ）、畑等の再生を行う。

#### 【エリア】

##### a：源流域の湿地保全エリア

- ・ため池や源流域のハンノキ群落などの自然性の高い湿地環境と生態系、景観を保全するエリア

##### b：里山の湿地保全エリア

- ・倉久保の谷戸に残されたヨシの湿地景観と生態系を保全するエリア

##### c：里山の湿地再生エリア

- ・谷戸の最下流部で乾燥化が進む湿地を改善し、開放的な湿地景観と豊かな生態系を再生するエリア

##### d：水田・湿地再生エリア

- ・清水谷戸の水田放棄地を水田や湿地に再生し、参加体験型の環境学習を積極的に提供するエリア

### 動線構成

動線については、基本的に現況の道を利用するものとする。

#### 【主動線（清水谷戸、倉久保の谷戸）】

- ・清水谷戸・倉久保の谷戸に沿って連絡する主要動線
- ・湿地部は生息動物と離隔距離が保てる動線とする。

#### 【主動線（尾根部）】

- ・尾根部に沿って連絡する主要動線。
- ・各眺望場においては、休憩スペースも設ける。

#### 【副動線（台峯の谷戸、主動線の連絡路）】

- ・台峯の谷戸に沿って連絡する動線（自然環境に配慮）
- ・各谷戸、尾根を結ぶ連絡動線。

#### 【補助動線】

- ・鎌倉中央公園への連絡及び、副入口より主動線に連絡する動線。一部敷地外となるため調整が必要。

図4-2 ゾーニング及び動線構成